

令和6年度 第一回 小田原市海面の利用調整に関する懇談会 議事録

日 時 令和6年6月5日（水）15:30～17:10

場 所 小田原市公設水産地方卸売市場2階 会議室

出席者 別紙出席者一覧のとおり（欠席 鈴木委員）

事務局である水産海浜課松山副課長の進行により、令和6年度 第一回 小田原市海面の利用調整に関する懇談会が開催された。

はじめに、漁業者の皆様、海洋性レクリエーション関係者の皆様が同じ席で意見交換して頂くことは、今後、海を安全に利用するための第一歩であり、前向きな意見交換にご協力頂くようお願いした。

また、配付資料の確認を行い、傍聴者の入場を許可したのち、次第に沿って、次のとおり議論が進められた。

【議 事】

議 題

（1）令和5年度 懇談会の内容の振り返り

資料1「第一回懇談会の振り返り」により事務局（山田主任）から説明の後、質疑・意見等の確認が行われ、特に質疑・意見等は無かった。

（2）啓発事項（案）・啓発方法に関する意見交換

前回の懇談会で挙げた意見を基に、資料2「小田原海面の利用マナーブック（案）」をたたき台として事務局で取りまとめた。資料2の内容について、事務局（山田主任）から次のとおり説明した。

前回の懇談会でお示した、看板のイメージ案から、頂いたご意見を基に修正案を作成した。

表現方法については、前回の懇談会で出たご意見を参考に次の3点を要点とした。

- ・ 遵守事項を簡潔に体言止めで表現していること
- ・ 視覚的に目を引くように、注意事項をピクトグラムで表現していること
- ・ 詳細な情報はQRコードで読んでいただくこと

（法的な根拠や詳細な説明は文面が長くなるため、ホームページに誘導する）

制限のかかるエリアについての要点

- ・ 制限のかかるエリアについては、走行禁止エリアと走行注意エリアを設けた。
- ・ 赤で示した走行禁止エリアは、港の出入り口や堤防の影となり視界が悪い場所を指定している。

⇒走行禁止としている理由については、港周辺での航行のルールが「港則法」と呼ばれる法律で規定されているが、禁止エリアに多くのボート等が浮かんでいた場

合にこのルールが守れない可能性があるため

- ・黄色で示した走行注意エリアは、港周辺で交通量の多い場所を指定しており、前回意見のあがった、「年間を通じて時間を定めるべきだ」といったご意見をこちらの小田原・早川エリアに適用していること

⇒走行注意エリアとして午前7時から午後3時までとしている理由は、交通量の多い時間に港周辺に浮かんでいるボート等の数を減らすことで衝突事故を防ぐことを目的としている。特に釣り船の出航時間のピークが6時から7時、刺し網の漁業者が網をかけに行く時間が午後4時前後となっているため、この時間に港周辺の交通量を少なくすることで事故防止になると考える。

また、海上衝突予防法では「お互いに右に避ける」等といったルールが法律で規定されており、港周辺に多くのボート等が浮かんでいた場合、このような船の動作を取りづらくなる可能性もある。

昨年度懇談会の振り返りにもあった、「ルールをどう浸透させていくかが課題」といった意見について、周知案を説明。

- ・一つ目が「ホームページ上での啓発」。看板設置までにはしばらく時間がかかるので、ホームページに今回取りまとめた啓発案を掲示したい。
- ・二点目「看板による啓発」。看板は年末を目途に設置できればと考えている。
- ・三点目は、チラシによる啓発。今回内容が決定した際は、コピー機等で印刷した簡易版を、関係者の皆様にお渡しするとともに、釣具店等へチラシの設置をお願いしていきたいと考えている。
- ・四点目は仲間同士での啓発。今回の啓発事項のホームページやチラシを、小田原の海面を利用されるお仲間の間で周知いただくよう皆様にもご協力をお願いできればと考えている。

また、漁業者に対しては懇談会で決定した内容を説明する機会を設けたいと考えている。

資料2の説明後、質疑・意見等の確認が次のとおり行われた。

(以下、質問は「質」、答弁は「答」、意見は「意」とする。)

意：小田原から早川にかけては800mではなく1000mだと前回は指摘したが変更になってないのはなぜか。

(漁業者)

答：県のHPで共同漁業権の範囲を地図上で示せるサイトがあり、確認・計測したところ石橋インターの沖は800mだった。例えば酒匂の方面は1,300mだったり、場所により異なる。

(事務局)

意：早川から石橋料金所の東、酒匂くらいまでは1,000mのはずなのでそのようにしてもらわないと困る。

(漁業者)

答：共同漁業権を管理している神奈川県に確認する。

(事務局)

意：エリア分けのカラーの色が対応していないのでわかりにくい。赤とオレンジ黄色と緑が混ざっている。

(海洋性レクリエーション関係者)

答：修正する。

(事務局)

意：走行禁止エリアに現状この地区（早川地区）のサップの方たちが出てくるエリアが走行禁止で締め出す形になっているように見えるが問題ないか。

(漁業者)

答：（早川地区では）テトラの切れ目から出艇していると聞いており、完全に出られなくすると問題が生じてしまうので、漁港の周辺ではあるが、出艇場所には掛からないようにエリアは分けている。

(事務局)

意：サップ等の出艇場所の付近が刺し網の漁場であり、その辺りでうろうろされるのが嫌なので、ダメならダメで出られないようにするのが望ましいが、それでは問題が生じると思う。出艇場所付近やダイビングのエリアは、もう少し厳しいエリア（厳重注意エリアなどの表現）にしてほしい。

(漁業者)

意：出られなくするのが一番良いのだが、他の場所から出てくる事になる。

(漁業者)

意：走行禁止エリア、走行注意エリアを避けると、定置網（石橋定置）のほうに行くことになる。そうすると定置漁業者から苦情が来ることになるのではないか。極端にいうと全部が漁場というのが現状。

(漁業者)

意：（早川地区において）ダイビングエリアを通過して出てくるのが危険。ダイビングエリアで釣りをするという危険な行動をとる人もいる。注意するとトラブルになる。事務局案の

エリアの線引きでは、これらの危険防止になっていない。

東側に行けない（東側が制限のかかるエリアなので）のが問題。西側に行けばそこにはダイビングポイントがあるのでダイビングポイントまで赤いエリア（走行禁止）にしてほしい。そうすると、事実上出艇できないという事になってしまうので、その点の配慮をどうするかは課題。

（漁業者）

意：出られなくても良いと思う。もともと、テトラの切れ目は出艇のために作ったものではない。水の入替わり（通水性）を良くするために切れ目を作った。昔は子どもが泳いでいたため、水が淀んでしまうといった自治会の意見を踏まえ、一部分切れ目を作った。その結果（サップ等）が出入りしやすくなってしまった。

（漁業者）

意：レジャーボートやサップからの意見として、最終的に「絵に描いた餅」のようなルールにしたくないと思っている。今回早川地区の利用者に意見を聞いてきたが、どこかに逃げ道を作って頂いて、海に出られるけれど、漁業者との取り決めで、ここは入っては駄目、ここなら良いといった形で示していただければ守るという方向にできると思う。今まで出られていた場所から締め出されてしまうと、結局絵にかいた餅になってしまい、そこまでのルールは守らないということになってしまう。

先ほど、テトラの切れ目から出艇しているという話が出たが、自分は早川地区の状況は詳しくわからないが、なるべく波打ち際が静かなところから出たいという気持ちがあるようだ。波があるとひっくり返ってしまうので波のないところからエントリーしている。その場所がテトラの切れ目なのであれば、今回出艇場所として確保されていることが（啓発案で）確認できたので、出艇場所の東側は走行禁止のエリアで、300m先の黄色のエリアは7時から3時は走行可能、定置網付近での釣りはNGだが、定置網がある東側方向には走行しても良い、という逃げ道があり、このルールであれば利用者にも説明がつくと思う。全部締め出すことになると思うし、レジャー側の意見が取り入れてもらえてないという思いになると、敵対関係になってしまう恐れもある。ルールをちゃんと守ると言うことを起点に考えていただければ、出艇場所は確保して頂けるとありがたい。

（海洋性レクリエーション関係者）

意：走行する、通過する分には問題ないが このエリアで釣りをして、仕掛けを網にひっかけたり、掴まって釣りをしたり、網が引きずられて丸まってしまうといった被害が結構ある。操業の妨げになっていることが困っている。

（漁業者）

意：例えばブイに掴まっては駄目とか、定置網から何メートル離れなければならない、といった内容をルールの中にも書いていただければ、迷惑のかからない所で釣りをするようには

できるのではないか。

(海洋性レクリエーション関係者)

意：これまでの経験で、サップの人が釣りをしている、(刺し網の) ブイからは何十メートルも離れていても、海底には網が張ってあり、海底まで垂らしている釣具と絡まってしまう、といったことを説明するのが難しい。例えば浮き(ブイ)があるところから南側には網が入っているから、そこで釣りをしないでと伝えてもわかってもらえない。

(漁業者)

意：(エリア分けに関して言えば) 入ってはいけない場所にブイを設置するなど、判らないところは見える化できないか。ブイ設置の費用はレジャー側で負担して、協力して進める事もできるのではないか。

(海洋性レクリエーション関係者)

意：それが難しい。それが出来るのでしたらとっくにやっている。沖側の深いところに設置するブイは相当な長さのロープが必要となり、深くなればなるほどロープは潮の抵抗を受け、ブイも四方に振れてしまう。刺し網のブイも潮の流れによって四方に振れ、今の潮の流れなら網が入っている場所がどこか、といった判断までは漁師の経験がないと難しい。

(漁業者)

意：別の意見として、早川地区の利用者から聞いたのは、サップで釣りをしている方たちはみんなスマホを持っているのでGPSで自分の位置を確認することができるため、地図上でそれぞれのエリアを示して確認する事はできる。

(海洋性レクリエーション関係者)

意：言っている意味はわかるが、刺し網は毎日網をかける位置が違う(エリア分けが分かっていても、網に釣具が絡んでしまうといった問題の解決にはならない)。

一番わかりやすいのは共同漁業権の区域外なら釣りをしても良い、とすればよいが(深過ぎて)その場所は魚が釣れないと思う。そういった住み分けは不可能なので実際は釣りをする場所には網が入ってきてしまう。

(漁業者)

意：サップで釣りをしている方に、ここから水深何メートルほどの場所までは網が入っているので移動してほしいと伝えるが、目印となる浮き(ブイ)が潮で振れているので網の位置も違うところにあり、説明しても理解してもらえない。浮き(ブイ)はあんなに離れているのになぜここでやってはいけないのだ、と問い返されてしまう。

(漁業者)

質：動かす可能性のある網（刺し網）は地図上で言うとどのあたりに入っているのか。緑色で示したエリアか。

（海洋性レクリエーション関係者）

答：そうである。基本的に釣りをする場所にはどこでも入っている可能性がある。

（漁業者）

意：一個だけではなくいくつも入っている。

（漁業者）

意：漁業者のルールでは一人当たり 10 個の網を入れる事ができる。早川地区の漁業者は 3 人で、この狭い範囲に最大で 30 個の網が入っていることになる。

極端な話、網が入っている可能性があるのだから釣りは禁止だと言ってしまえば、隙間を縫ってでも違反するぞ（釣りをする）となってしまう、せっかくこのような場に出てきて何とか協力してルールを作って守ってもらいましょうというのができなくなってしまう。

立場によって言い分が違う。チラシ案にも記載のある（漁業法で決まっている）漁業の邪魔をしたら 100 万円以下の罰金といった法律もあるが、先に釣りをしていた釣り人からすると、なぜ自分たちがどかなくてはいけないのか、といった意見もあると思う。せっかく道具をそろえて、その日の限られた時間しか釣りができないのに、何故やりたい時間に釣りができないのだ、といった意見もあると思う。

遊びの人だけがができる場所をつくり住み分けるという考え方もあるが、それは国も県もできないだろう。海水浴場の場合は住み分けができています。（早川地区で）ダイビングが始まった当初、口頭の約束でエリア分けをした。ダイビングエリアの上をエンジン付きボートで走行すると死亡事故につながるのでエリアの区別をしている。

禁止というより（レジャーの）優先エリアのようなものを作ってもらえれば安心して遊べるが、釣りとなるとどうしてもエリアが被ってくる。

釣り人に知ってもらいたいことを話すが、この会議にも参加しているダイビング事業者は、台風後などダイバーのエントリー場所が石だらけになるため、石を移動したりゴミ拾いをしたり綺麗にしてくれている。（そこから出艇している人は）ただ遊ぶだけで権利の主張をするだけではなく、そういった現状の理解も必要。

（漁業者）

意：そういったことを知らないのだと思う。

（海洋性レクリエーション関係者）

意：おそらく、現状を伝えれば手伝ってくれる人もいると思う。

（漁業者）

意：今後手伝いなどで交わっていけたら良いと思う。（出艇場所の話に戻るが）サップ等で走行する分には支障はないと言っていたが出艇場所は塞がないでほしいと思う。そのうえで、走行禁止、注意といったエリアを地図上で示してほしい。

刺し網の目印のブイが潮によって動くが、基本的にブイとブイの間には刺し網が入っている

といった説明を記載することで周知できれば良いのではないか。

(海洋性レクリエーション関係者)

意：釣り船もブイにある程度近いところで釣りをすることがあるが、潮の流れなどの知識があるので、網の位置がおおよそ予測できる。釣り船がいるという事は、釣れる場所、ということでサップ等の釣り人が釣り船の周辺に集まってきて、刺し網に引っ掛けてしまうといった事もあると思う。

(漁業者)

意：潮の流れ、刺し網の入り方などの知識が無いと、仕掛けを引っ掛けてしまう。

(漁業者)

意：釣り船でも稀に引っ掛けてしまうこともあるくらいで、知識が無い人が引っかけないわけがない。

(漁業者)

意：お話を聞いていると、漁業者が苦労している事がよくわかる。一方でレジャー側の方々が言われていることもよくわかる。事故をどう防ぐかが大事であり、最終的に漁業者が救助する体制になっている。

今まで何も啓発するものが無かった中で、事務局としてはまずは、こちらの案で啓発し、様子を見たいと考えている。

様子を見るだけでなく、サップ等の利用者の横の繋がりで、特に先ほど話があったようなダイバーのエントリー場所の配慮をしていただくなどの情報を周知して頂きたい。

この夏は一度この案で啓発し、秋に振り返りを行いたいと思うがいかがか。

(事務局)

意：ひとつ譲れないのは、現状案だとダイビングエリアの上を通過する可能性がある点。ちょっとした衝突でも人命に関わることになる。

(漁業者)

意：これまでダイビング事業者や漁業者が岩をどかすなどして作り上げてきた場所をタダで使わせてくれというのは虫の良い話に聞こえる。

ダイビングエリアの手前にポンツーン（浮棧橋）を並べて出艇場所を確保するという案もあるが莫大な費用が掛かると思う。そうすると利用料金を取らないといけない、ということになり、無料の場所に行く、ということになるだろう。

漁業者がある程度譲歩しなくてはならない部分がある事も理解している。全面的に否定するものとは思っていない。

あとはエリアの設定が細かすぎるのも課題。この狭い範囲で、ここは（釣りをしても）良い、ここはダメとしてしまうと、漁業者の間で誰がどこで漁をするというのを決めている中で、特定の漁業者が漁をするエリアばかり釣り人が集まってしまうといった事も懸念される。

(漁業者)

質：先ほど意見の出た、サップ等とダイビングエリアの競合について譲れない部分ということだが、双方の繋がり、交流はあるか。

(事務局)

答：交流はある。毎週のように来ている常連のグループに既に出艇場所等の周知はしてもらっている。(交流のない)例外の方がダイビングエリアで釣りをしたり、エンジン付きでボートで横断したりといったことが起きる。拡声器などで注意を促しているが、常にできるわけではない。

先ほど事務局から、一旦啓発案の内容で様子を見たいと話したが、漁業者の方からも話があったように、一回でも何かがあったら人命に関わるので、様子を見ている場合でもないと思う。毎日とは言わないが、例外(ダイビングエリアで釣りをする等)の方は必ずいるし、ヒートアップすると口論にもなる。

(海洋性レクリエーション関係者)

意：ダイビングショップの方からの声掛けより、サップの仲間同士の声掛けのほうが効果的だと思う。

(海洋性レクリエーション関係者)

意：そのとおりだと思う。横のつながりで注意すれば口論にもなりづらい。

(海洋性レクリエーション関係者)

質：ダイビングエリアからの出艇が一番危ないとお話があり、ローカルではテトラの切れ目のところから出て欲しいとサップのグループ内で周知してくれているということだが、現在の啓発案では地図上で出艇場所までは細かく示せていない状況だが、どのように啓発すべきか。出艇場所の拡大図を示すなどすべきか。

(事務局)

質：県の工事の状況でテトラの位置など変わる予定があるのではないかと(今出艇場所まで示しても変わってしまうのではないかと)。

(漁業者)

答：当面は現状の2つに分かれたテトラのままであるが、今後は海の状況も変わってきていることもあり、海面の下に沈めるタイプの離岸堤(海面には出ないもの)になる可能性もある。

(行政関係者)

質：県の方は、サップ等が出入りできる場所を作ってあげる予定はないのか。

(漁業者)

答：海岸自体は誰でも使えるという考え方であり、今回の話し合いも規制ではなく、「みんなを守りましょう」というお願いベースの話である。誰でも使える(誰のものでもない)、という考え方のため、サップのための施設、ヨットのための施設、海水浴の施設といった特定の人のための施設を県で作るという考え方は無い。

(行政関係者)

意：譲歩案としては、今のテトラの入り口は塞がず出られるようにしておくという事なのではないか。

(漁業者)

意：先ほど意見が出たように、海水の循環を促すという観点から、テトラの隙間を作っている状態。今後も海水の循環や砂の出入りの事は考慮しながら工事をする事になると思う。サップ、ヨット、海水浴それぞれの施設を県で作る予定は無い。

(行政関係者)

質：現在海岸の護岸が階段状になっていて、こういった整備は海岸で水遊び等をする人のためにされたものだと考えられるがどうなのか。

(漁業者)

答：ご認識のとおり。

(行政関係者)

意：そうであれば、水遊びする人は遊ばせましょう、ボード（サップ等）を持ってきた人は遊ばせませんという事にはならないだろう。サップ等で遊びたい人が現状いるから、今回のような組織（懇談会）ができた訳で、県もそれぞれの人に配慮して整備を進める必要があると思う。

(漁業者)

意：県としては、特に遊び方を限定した整備はできないが、水の出入りを確保するという観点の整備はすることになるため、結果的にテトラに切れ目はできることになる。

(行政関係者)

質：今議論にあがっているテトラの切れ目からではなく、ダイバーのエントリー場所から出入りするサップがいて危険な事が問題、という認識であっているか。

(漁業者)

答：ご認識のとおり。

(海洋性レクリエーション関係者)

意：そうであれば、ダイバーの付近を通らないようにだけ規制しなくては危険である。

(漁業者)

意：少し海が荒れてくれば、静穏度の高いダイビングのエントリー場所付近から出入りしたい人はいるのだろう。

(漁業者)

意：（話題は変わるが）資料1に記載の「啓発事項を理解・遵守してくれる人に何らかのマ

ークを掲示してもらおう仕組み」が前回提案されており、この仕組みは今回採用しないか。

(海洋性レクリエーション関係者)

答：今回は盛り込んでいない。

(事務局)

意：結局マナーを作っても守ってくれる方を増やしていかないといけないので、見える化させるためにマークを採用することは非常に良いと思う。漁業者もマークを見れば、ある程度マナーを理解している人だと認識ができる事は大事だと思う。

もう一点、チラシを看板にするとしたら赤色は紫外線で劣化してしまい、一番重要な部分は白色になってしまうので他の色を採用した方が良い。

(海洋性レクリエーション関係者)

意：他の市町の事例では、白い掲示板を設置し、掲示内容はラミネートした紙を張り付けるスタイルもある。今回啓発内容が固まっても、内容やデザインを刷新する可能性もあるので必要に応じて更新できるスタイルにするのも一案。

(事務局)

意：看板を作っても3年後には色が抜けていた、という事ではなく、常に今回のような集まりを継続し、アクティブに発信・啓発できること一番大切だと思う。SNSで発信するのも面白い、せっかくなのでイベントのような形態で、例えばダイバーの方と、石を除去したり、ごみ拾いしたり、しながら一般の方も参加し、網の張ってある場所の情報共有や、漁業者からの直接話を聞く機会を設ける、といったことも啓発や教育にもなると思う。

西伊豆のほうでは条例ではないがサップやカヤックの方はオレンジ色の帽子を被って走行する、といった調整を漁業者としている。

(海洋性レクリエーション関係者)

意：統一したマークが広まればルールも広まることに繋がると思う。一方で、誰がマークの予算を持つのかといった課題はある。出来るところから始めるという事であれば、簡易的な共通したものを身につける等の手段もあるかもしれない。

(事務局)

質：先ほどの早川地区における出艇場所の議論に戻るが、現状の地図上には示されていないがテトラの切れ目から出艇してもらい、ダイバーのエントリー場所からは出艇しない事を徹底していけば安全になるということで良いか。

(事務局)

答：先ほど事務局から提案のあった、エントリー場所の拡大図を示すというのは良いと思う。

(海洋性レクリエーション関係者)

質：チラシや看板のデザインに拡大図まで落とし込むのが良いか、補足情報として看板にラミネート等で補足情報を張り付けるのが良いか、あるいはQRコードで飛んだ先に拡大図等の詳細な情報が載っているようにするか、など意見を頂きたい。

(事務局)

答：自分では何が良いかは判断つかない。

(海洋性レクリエーション関係者)

質：今回何度も議論になっている出艇場所の危険を防ぐという観点からも、出艇場所を地図上に吹き出し等を使って示すというのはどうか。

(事務局)

質：確認になるが、テトラの切れ目のあたりは波がそれなりにあると聞いたが認識はあっているか。

(海洋性レクリエーション関係者)

答：波が無くはない。

(海洋性レクリエーション関係者)

質：早川地区で出艇する人からは、波の穏やかな場所から出艇したいと聞いたが、穏やかな場所はダイバーのエントリー場所の事を指しているということか。

(海洋性レクリエーション関係者)

答：おそらくそうである。

(海洋性レクリエーション関係者)

——
わかりやすくするために、モニターに航空写真を表示

——
意：テトラの切れ目は海に開けているため、場合によっては波打ち際が危険だと聞く。ダイバーのエントリー場所のようにテトラの陰になる水域が無い。

(海洋性レクリエーション関係者)

意：テトラの切れ目から横に入った場所は岩が堆積しており、浅すぎて航行できない。先ほど話のあった通水性の確保という観点であれば、県は対応してくれるのか。だとすればテトラの切れ目の横を掘ってくれれば、通水性も良くなり、サップの人が出入りする際の逃げ場ともなり得る。

(漁業者)

意：県もこの場で即答できないと思うが、ご意見という事で持ち帰って頂きたい。

(事務局)

質：今回作る看板はダイビングセンターの近くに設置するのか。

(海洋性レクリエーション関係者)

答：早川海岸においては、サップ等の利用者の目につきやすい場所に設置したいと考えている。

(事務局)

意：出艇場所について、文章か補足情報はあった方が良くと思う。ただし、今回の一連の議論を聞いていたが、看板に細かな内容を書きすぎても直ぐに理解しきれない可能性がある。ダイビングセンターや利用者間で出艇場所の詳細についてはポップを作成して配布したり、

渡したり、ホームページに詳細情報を掲載する方が良いのではないかと見ない。見ないとマナーも守れない、という事になると結局安全のため、という目的が達成されない。

(海洋性レクリエーション関係者)

意：今の話を聞いて、細かすぎると読まれない可能性があると感じた。

(海洋性レクリエーション関係者)

意：今問題を起こしている人はショップや横のつながりを持たず、インターネット経由で購入している人。こういった人にどうマナーを浸透させるかが課題。サップは波がなくてサーフィンができないときに遊ぶもので、サーフィン文化の中から生まれてきたものだが、サップフィッシングはついでに釣りもしよう、という新しい文化である。事故が増えて来たことにより、海上保安庁からも日本釣振興会に対し何とかならないかといった相談がある。以前は釣具店で釣り方やポイントの情報を店員に確認し釣りをする人が一般的だったが、最近はネットで釣具を購入する人が多く、釣り場に関する情報を十分に確認しないで釣りをする人が増えている。サップフィッシングは個人で楽しむ人が多いため、どうマナーを知らせるかが難しい。

(海洋性レクリエーション関係者)

質：サーフィンのルールやマナーはどう周知されているのか。

(漁業者)

答：情報共有という意味では全日本サーフィン連盟があり、ホームページ上で周知は可能。神奈川県サーフィン連盟もあり、そういったところでルールの周知はできる。サップも競技としては色々と協会がある。

(海洋性レクリエーション関係者)

意：(今後の検討のための事例を紹介する) 西伊豆の田子漁港は釣り人と漁業者のトラブルがあり一度釣り禁止になった。その後、再度開放されたが、使用時間一時間 300 円となり、漁業利用、レジャー利用のゾーニングがしっかりとされることになった。駐車場も予約する仕組みで、一度に釣りができるのは 30 人までだが、予約制にしたことで、マナーを守らない人は来なくなった。安全面への免責事項やゴミは持ち帰るといったマナーを利用者は事前に読むことになり、了解のもと予約することになる。スマホを活用した事例として成功しつつある。

(海洋性レクリエーション関係者)

意：早川地区の場合どこからでも入って来れるため、管理・把握しきれないことが課題。

(漁業者)

事務局：貴重なご意見ありがとうございました。頂いたご意見をもとに次の点を確認・修正する。

- ・早川地区の共同漁業権の範囲の確認 (800m か 1000m か)

- ・エリア分けの色をわかりやすく修正する
- ・早川地区のエントリー拡大図をHPで掲載できるよう情報を準備する
- ・啓発事項を理解してくれる人に何らかのマークを付けてもらう

3点目についてはどんなものが良いかダイビングショップ、サップ等の利用者の方と相談したい。

このように事務局からの啓発案を若干修正し、進めたいと考えるがよろしいか。

(意見なし)

(3) 今後のスケジュール (案)

資料3「今後のスケジュール(案)」を基に事務局(山田主任)から次のとおり説明した。

- ・ 第一回 (R6. 6. 5) 本日の回議
- ・ 第二回 9月頃 啓発してみでの振り返り
今回は小田原早川地区ですが、ほかのエリアの話も出来れば
12月看板の設置チラシの確定版完成
- ・ 第三回 今年度中 2月頃次のエリアの懇談会が開始できれば

(4) その他

何か質問や意見等があればお聞きしたい。

(事務局)

意：人の意見を聞きながら考えました。一番言いにくい話だがお金をとるということも考えていただきたい。ほかの場所がどのような理由でどのように使っているかも調べてみてほしい。

(漁業者)

答：次回、全国的な例なども調べて紹介したい。

(事務局)

意：お金の話を言いにくいとおっしゃったが、レジャーで使う側からすると、お金を取ってくれた方が思っている人は多い。ルール作りがしっかりできていて、ゲリラ的に使うのではなく、お金を払ってでも認められた状態で使う方が良い考えの人も多い。

(海洋性レクリエーション関係者)

【閉会】

事務局(松山副課長)から、後日議事録の内容の確認をお願いすること、長時間にわたる議論に感謝の言葉を述べ、閉会とした。

以上